

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）

平成29年8月22日

（名称）相模原市地域公共交通会議

（代表者名）会長 中村文彦

生活交通確保維持改善計画の名称
地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>相模原市では、移動制約者（高齢者をはじめとした自動車を利用できない人等）の社会参加の促進や地域振興、低炭素社会構築の推進などを目的として策定した「相模原市バス交通基本計画」の中で、津久井地域の公共交通空白地区における生活交通の確保という課題への対応として、「地域住民」「市」「事業者」の3者協働による乗合タクシー（需要応答型区域運行）の導入制度を示している。</p> <p>その津久井地域にある緑区吉野及び与瀬地区は、山間部に位置していることから勾配率の高い坂道が多く、徒歩や自転車での移動に適していない。また、最寄りのバス停までも1km以上の移動を要し、移動制約者の移動に支障をきたしている。</p> <p>更に、当該地区の高齢化率は平成29年1月1日現在、38.3%と非常に高い値を示しており、自動車の運転が困難な高齢者等の日常生活に必要な最低限の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>併せて当該地区の最寄り駅の周辺には、わずかに商業施設や医療機関等はあるものの、多くの住民が必要とする商業施設や医療機関等までは他の駅までの移動が必要な状況となっている。</p> <p>当該地区の住民も交通を地域の課題と捉え、乗合タクシーの導入制度を活用して、課題解決を図るため、平成24年11月26日に地域の自治会を中心とした「吉野・与瀬地区乗合タクシー運行検討委員会」を組織して市と一緒に乗合タクシーの導入検討を開始した。</p> <p>当該検討委員会では、地域住民の日頃の外出先や移動手段等を調査し、5回の会議と市で行った需要調査の結果を受け、運行区域等の運行計画を策定し、平成25年11月5日に「地域公共交通会議」において運行計画及び実証運行実施について合意形成が図られた。</p> <p>そのため、本市では、本計画に基づき、平成26年10月1日から「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けながら、地域、事業者及び行政が協力して移動制約者の生活交通の確保を目的として、乗合タクシーの運行を開始し、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を継続していくこととしている。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本市では、乗合タクシーの運行継続条件（設定した便の50%以上が稼働し、かつ、稼働した1便あたり1.5人以上の利用）を設定しており、運行を継続し、地域の生活交通を確保していくため、平成32年度までの目標を次のように定めた。

目標	H30	H31	H32
稼働率	77%	77%	77%
1便あたり利用者数	2.2人	2.2人	2.2人
年間利用者数	3,300人	3,300人	3,300人

(2) 事業の効果

乗合タクシーの運行により、交通空白地区の解消が図られ、移動にあたっての負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、これまで通院等に自家用車で送迎してもらっていた高齢者等が乗合タクシーへ移行することにより、温室効果ガスの排出削減にも寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・沿線地域住民により構成する「吉野・与瀬地区乗合タクシー利用促進協議会」において利用状況のモニタリング及び利用促進策を実施する。（利用促進協議会）
- ・利用促進を図るためのチラシを沿線自治会に全戸配布する。（利用促進協議会）
- ・利用者にアンケート調査を実施することにより、ニーズの把握、分析を行う。（利用促進協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた差額分は相模原市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

山口自動車株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p> <p><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>車両を取得しないので記載せず。</p>

15. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月5日 第15回市地域公共交通会議 運行計画及び実証運行実施について同意 ・平成26年3月4日 第16回市地域公共交通会議 事業者選定方法について同意 ・平成26年6月13～23日 市地域公共交通会議（文書協議） 平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意 ・平成27年3月4日 第18回市地域公共交通会議 平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意 ・平成28年2月16日 第21回市地域公共交通会議 平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意 ・平成29年8月21日 第25回市地域公共交通会議 平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意 	
16. 利用者等の意見の反映状況	
<p>運行開始に伴い、沿線自治会を中心とした「吉野・与瀬地区乗合タクシー利用促進協議会」を立ち上げて、利用促進策や運行内容について、地域住民の意見を反映している。また、市地域公共交通会議に公募市民が委員として参画しており、計画案の同意を得ている。</p>	
17. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課
関係市区町村	相模原市都市建設局まちづくり計画部
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人神奈川県バス協会、社団法人神奈川県タクシー協会、神奈川中央交通株式会社、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室、相模原市都市建設局道路部
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	横浜国立大学理事・副学長・教授、東洋大学教授、公募市民、相模原市自治会連合会、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

(所 属) 交通政策課

(氏 名) 江成晃一 下川翔司

(電 話) 042-769-8249 (直通)

(e-mail) toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp